

## 健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）」第3条第1項に基づく健全化判断比率及び同法第22条第1項に基づく資金不足比率について次のとおり公表します。

### □ 概 要

平成23年度決算に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を算定した結果、松茂町においては、早期健全化基準に該当する健全化判断比率及び経営健全化基準に該当する資金不足比率の対象となる公営企業はありませんでした。

この算定結果については、監査委員の審査に付したうえで、9月定例町議会において報告を行っています。

### ◎健全化判断比率（平成23年度決算）

（単位：％）

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
松茂町の比率	—	—	3.6	—
早期健全化基準	15.0	20.0	25.0	350.0

### 備 考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は「—」で表示しています。
- 2 将来負担比率は将来返済が求められる債務に比べ、返済に充てることができる基金などが上回っているため「—」で表示しています。

### ◎資金不足比率（平成23年度決算）

（単位：％）

特別会計の名称	松茂町の比率	備 考
松茂町水道特別会計	—	
松茂町農業集落排水特別会計	—	
松茂町公共下水道特別会計	—	

### 備 考

- 1 資金不足額がない特別会計は、資金不足比率を「—」で表示しています。

□ 健全化判断比率とは・・・

自治体財政の状況を、財政が比較的健全な団体、早期の財政健全化が必要な団体（早期健全化団体）、財政の再生が必要な団体（財政再生団体）に区分するための指標である①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4つの指標を総称したものです。

①実質赤字比率とは、一般会計等の実質赤字の比率であり、これが発生している場合は単年度の収支均衡が図られていない状態を示します。

②連結実質赤字比率とは、全ての会計の実質赤字の比率であり、これが発生している場合は地方公共団体全体として単年度の収支均衡が図られていない状態を示します。

③実質公債費比率とは、公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率であり、公債費による財政負担の程度を客観的に表します。

④将来負担比率とは、地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率であり、これが高いほど地方公共団体にとっての将来負担が多いことを示します。

上記4つの指標のいずれか一つでも早期健全化基準以上になると早期健全化団体となり、財政健全化計画の策定が義務付けられ、自主的な改善努力による財政健全化が求められます。

□ 資金不足比率とは・・・

自治体における個々の地方公営企業を、経営が比較的健全な公営企業、早期の経営健全化が必要な公営企業に区分するための指標で、公営企業ごとの資金不足の比率であり、これが発生している場合は公営企業として経営状況に問題があることを示します。

資金不足比率が経営健全化基準以上になると、当該公営企業について経営健全化計画の策定が義務付けられ、経営の健全化が求められます。